

## 謝金の支出基準について

茨城労働局

区分	単位	単価(円)	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等	処理基準	
講師謝金	①	1時間	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長	<p>弁護士、医師、公認会計士等、本表の支給区分欄の例示に該当しない職務の者については、職位や階層の一般的な定義がないため、その分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考とすること。</p> <p>支払単価は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとすること。</p> <p>ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなすこと。</p> <p>1日あたりの額は、①から③については、34,200円、④以下については、30,700円を限度とする</p> <p><b>《講師謝金・会議出席謝金共通》</b></p> <p>支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演、会議等出席による実働時間とする。</p> <p>謝金を支払う際には、支給調書に実働時間を確認できる書類等を添付すること。</p>
	②	1時間	9,700	大学副学長級				
	③	1時間	8,700	大学学部長級				
	④	1時間	7,900	大学教授級1	12年以上	工場長級	部長級	
	⑤	1時間	7,000	大学教授級2		部長級	-	
	⑥	1時間	6,100	大学准教授級	12年未満	課長級	課長級	
	⑦	1時間	5,100	大学講師級		課長代理級	室長級	
	⑧	1時間	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級	
	⑨	1時間	3,600	大学助手級以下1		係員1	課員1	
	⑩	1時間	2,600	大学助手級以下2		係員2	課員2	
	⑪	1時間	1,600	大学助手級以下3	係員3	課員3		
各種会議出席謝金	会長	1日	10,300				<p>時間単価を適用する時間は1時間30分未満とし、1時間30分以上召集する場合は、原則として日額を適用する。</p> <p>時間単価を適用する場合の支払単価は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなすこと。</p> <p>この単位によりがたい特殊事情がある場合には、会計第2係と協議すること。</p>	
		1時間	5,100					
	委員・臨時委員	1日	7,900					
		1時間	3,900					
	幹事・専門委員	1日	5,600					
		1時間	2,800					
執筆謝金	原稿用紙(400字)1枚	2,000				<p>支払い単位は0.5枚とし、端数は100字未満を切り捨て、100字以上は切り上げとする。</p> <p>ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなすこと。</p>		